

弁護士費用（着手金・成功報酬）に関するご説明

民事事件につき、以下を基本的目安として着手金および成功報酬につき算定させていただきます。

【民事事件標準額】

経済的利益	着手金	成功報酬
300万円以下	8%	16%
300万円を超え3000万円以下の場合	5%+9万円	10%+18万円
3000万円を超え3億円以下の場合	3%+69万円	6%+138万円
3億円を超える場合	2%+369万円	4%+738万円

※事件の内容により、上記を目安として算定した額に対し、30%の範囲内で増額・減額する場合がございます。

※着手金の最低額は20万円とさせていただきます。

【調停事件および示談交渉事件】

- 調停事件および示談交渉事件につき、民事事件の標準額を準用します。
但し、事案の内容等を勘案し、3分の2に減額する場合がございます。
- 示談交渉事件受任した後、調停事件・仲裁事件をさらに引続き受任するときの着手金は、民事事件標準額の2分の1
- 示談交渉・調停・仲裁事件を受任した後、さらに引続き訴訟を受任するときの着手金は、民事事件標準額の2分の1。

「経済的利益」の算定一覧

着手金は事件等の対象の「経済的利益」を、成功報酬は委任事務処理により確保した「経済的利益」を基準として算定します(※「経済的利益」に関して、(旧)日本弁護士連合会報酬等基準規程に依拠)。

- ① 金銭債権は、債権総額(利息および遅延損害金を含む)
- ② 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- ③ 継続的給付債権は、債権総額の10分の7。但し、期間不定のものは7年分の額。
- ④ 賃料増減額請求事件は、増減額の7年分の額。
- ⑤ 所有権は、対象たる物の時価相当額。
- ⑥ 占有権・地上権・永小作権・賃借権および使用借権は、対象物の時価の2分の1。但し、その権利の時価がこれを超える時は、権利の時価額。
- ⑦ 建物所有権に関する事件は、建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1を加算した額。建物占有権・賃借権・使用借権に関する事件は⑥の額に敷地の3分の1を加算した額。
- ⑧ 地役権は、承役地の時価の2分の1。
- ⑨ 担保権は、被担保債権額。但し、担保物の時価が債権額に達しない時は担保物の時価相当額。
- ⑩ 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権および担保権等の登記手続請求事件は、⑤⑥⑧⑨に準じた額。
- ⑪ 詐害行為取消請求事件は取消請求債権額。但し、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しない時は、法律行為の目的の価額。
- ⑫ 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1。但し、分割対象の財産の範囲や持分に争いがある場合は、争いの対象となる財産・持分の額。
- ⑬ 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。但し、分割の対象となる財産の範囲および相続分について争いのない部分については3分の1。
- ⑭ 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。
- ⑮ 経済的利益が算定不能の場合は、800万円とする。但し、事件等の難易、軽重、手数の繁簡および依頼者の受ける利益等を考慮して、依頼者と協議のうえ適正妥当な範囲内で増減額することができる。